

木更津市中心市街地活性化協議会 規約（案）

（設 置）

第1条 木更津市中心市街地の活性化を図るために中心市街地活性化協議会を設置する。

（名 称）

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、木更津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第3条 協議会は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項について協議する。また、木更津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

（活 動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 木更津市が策定する中心市街地活性化基本計画に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他協議会の目的に沿った活動の企画及び実施

（構 成 員）

第5条 協議会は別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（組 織）

第6条 協議会は会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 協議会の目的を達成するため、部会を設置することができる。

（役 員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

- 2 会長は、総会において委員の中から選任する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査し、その監査結果の報告を行う。

(任期)

第8条 会長、副会長、監事及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議結果の尊重)

第11条 委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、木更津市からの負担金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を木更津市企画部地域政策課に置く。

(解散)

第15条 協議会を解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、事務局が精算する。

(補足)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については会長が別に定める。

附則

1 この規約は平成30年 月 日から施行する。

別表

	事業所名	役職	区分
1	木更津商工会議所	会頭	経済活力の向上
2	木更津商工会議所	専務理事	
3	木更津一番街商店街振興組合	理事長	商業者
4	木更津東部商店街振興組合	理事長	
5	木更津市富士見通り商店街振興組合	理事長	
6	南町区睦会	会長	地域住民
7	大和町親交会	会長	
8	JR 東日本旅客鉄道株式会社	木更津駅長	交通事業者
9	日東交通株式会社	代表取締役社長	
10	小湊鉄道株式会社	取締役社長	
11	千葉県タクシー協会	南房支部 支部長	
12	木更津市観光協会	会長	観光関係
13	イオンモール木更津	ゼネラルマネージャー	地域経済
14	木更津金融懇談会	幹事	
15	かずさ青年会議所	理事長	
16	日本大学	教授	学識者
17	木更津市	副市長	市
18	木更津市	企画部長	
19	木更津市	経済部長	
20	木更津市	都市整備部長	